

フランスにおける選挙制度と政治形態

——一九九五年大統領選挙に関連して——

土 倉 莞 爾

- 一、はじめに
 - 二、フランス政治と選挙制度
 - 三、大統領制
 - 四、二回投票制
 - 五、最近の選挙の概括
 - (1) 八八年大統領選挙・総選挙
 - (2) 九三年総選挙
 - (3) 九五年大統領選挙
 - 六、まとめ
- 一、はじめに

選挙制度は政治形態を規定するか。フランスでは時の政権が自分に有利なように選挙制度を改変することが多かつ

フランスにおける選挙制度と政治形態

た。フランスの選挙制度はフランス的色彩に満ち、それが、政治形態、選挙政治のスタイル等を説明する要因になる。第五共和制が始まる一九五八年までは、制度的不安定や選挙制度の変更はフランスの政治システムの風土病であるとされていた。危機的局面では、支配勢力は、選挙制度の変更が、穏健にせよ強烈にせよ、有利になるか決定的損失をまぬがれさず、と信じていた。そのパターンは、一九六二年の直接公選制の導入によって、大統領選挙が第五共和制の決定的な選挙になったこと⁽¹⁾によっていくぶん変化してきた。

二回投票制はフランスの選挙政治の特徴的なものである。これは、候補者が過半数の支持を得なければ、二回目の投票をおこなうという制度である。第五共和制下の現フランスでは、大統領選挙、国民議会選挙(総選挙)、地方議会選挙などにこのやり方が用いられている。この選挙方式はナポレオン三世の第二帝制下の⁽²⁾一八五二年にはじめて用いられ、第三共和制下の七〇年間のうち六〇年間採用されていたものである。第四共和制のもとではさまざまな比例代表制が用いられた。しかし第五共和制下では、あれほど第三共和制の不評判のもとになった二回投票制に戻った。たしかに一九八六年の社会党政権のもとでの国民議会選挙は比例代表制が採用されたが、その選挙の結果登場したRPR(共和国連合)のシラク内閣によってただちに廃止され、二回投票制が復活して現在⁽³⁾にいたっている。

二回投票制のメリットは何か。「第一回で選べ、第二回で落とせ」と言われる。第二回投票の際のスローガンはネガティブである。「社会党政権を阻止するために団結」あるいは「個人権力に反対のために結集」というわけである。したがって二回投票制は極端ではない政党に有利であるし、候補者は第二回目に余分な投票を集める者でなければならぬ。ルベンのFN(国民戦線)がこの制度を嫌う理由⁽³⁾でもある。

二回投票制は、第三共和制のもとで、伝統的な中道派や独立的な名望家が議席を維持するのに役立ち、その結果内

閣がしばしば交替するという政治的不安定を招いた。⁽⁴⁾第五共和制ではそうならなかった。ひとつは直接公選の大統領制の定着であり、もうひとつはその結果としての支配政党（選挙民政党）の出現である。

二、フランス政治と選挙制度

フランスは、一七八九年の大革命以来、民主主義の原理を樹立してきたが、政治の現実には、民主政治を続けてきたのではなく、さまざまな政治形態が登場したり消滅してきた。その数は、一〇にのほり、そのいずれもが倒壊している。二つの王制が革命によって消え去り（一八三〇年、一八四八年）、五つの共和制のうち三つがクーデターによるか、またはそれを契機として打倒され（一七九九年、一八五一年、一九五八年）、そして残る四つは戦争が原因となつて倒壊した。⁽⁵⁾

クーデター前夜という状況で第四共和制が運命を委ねたのは、当時は政界を退いていたドゴール將軍であつた。彼が創出したのは、民主主義の原則にたつ共和制であつた。そこにおいては、議会の権限は抑えられ、強力な権限を与えられたのは、大統領が率いる行政府であつた。⁽⁶⁾

現在の国民議会の選挙制度は、小選挙区二回投票制と呼ばれるもので、第五共和制の発足以来この方法がとられている。これは、各選挙区の定数を一とする小選挙区制ではあるが、まず絶対多数を得票した候補者を当選とし、それがない選挙区では二回目の投票をおこない、相対多数で当選人を決めるといふ、他にあまり例のない方法である。⁽⁷⁾

第五共和制発足後、ミッテラン社会党第一書記は、ドゴールに反対して小選挙区制復活を唱えたが採用されず、第五共和制憲法は選挙制度に関してはオルドナンス（政令）により政府が制定するという形で一九五八年一〇月五日の

政令となつて表れた。その後ポンピドウは、ドゴールが比例代表制に乗り気であつたが、彼を説得して小選挙区制を導入した。ところで、ミッテランは、一九七〇年二月社会党声明で、「行政府の安定と効率化を維持し、世論のすう勢を公正に反映する選挙制度として比例代表制は最善の選挙制度である」と宣言した。一九七四年の大統領選挙中に、ジスカル・デスタン候補も多数得票者当選制に痛めつけられている中道派の票を集めるため比例代表制支持論に同調した。ジスカル・デスタンが大統領に当選後、連立与党のRPRは常に比例代表制反対の立場をとる。一九七四年、シラクは首相就任に際し、この問題で意見の対立をみた場合には辞任も辞さない、とのべている。一九七八年の選挙では中道派でジスカル・デスタンの支持母体のひとつであつた社会民主中道派(CDS)は比例代表制導入を公約に掲げていたが、一方同じ中道の共和党(PR)は、これをとり下げている。要するに与党は現行制度が自派にもはや有利でなくなつた時しか、これをいじろうとしない。⁽⁸⁾

一九八五年四月、ミッテラン大統領率いる社会党政権下において、ミッテラン大統領のかねてからの公約であつた「選挙での民意の公平な反映」をはかるための比例代表制導入が閣議決定された。この比例代表制導入は、タテマエ上は「選挙での公平な民意の反映」のためにおこなわれたとされていたが、当時のフランスのマスコミの報道を総合すれば、実際には社会党の退潮を食い止めることが目的であつたと指摘されている。比例代表制となれば保守陣営のRPR(共和国連合)、UDF(フランス民主連合)の協力態勢は崩れるうえ、社会党がなお第一党の座を確保する成算をたち、ミッテラン大統領としては首相の任命権、国会解散権などを背景に政権の主導権を握ることも可能であつた。かくして成立した比例代表制によつて一九八六年三月に国民議会選挙が行われた結果、保守陣営が過半数を若干上回るこゝとなつたが、社会党の退潮はある程度食い止められた。⁽⁹⁾

保守陣営の勝利により成立したR P Rのシラク内閣は、当初から国民議会選挙を比例代表制から元の小選挙区二回投票制に戻すことを目指した。これは小選挙区二回投票制が保守陣営に圧倒的に有利であると考えられていたためである。国民議会、元老院の双方において多数を占める保守陣営は、一九八六年六月に小選挙区二回投票制に改正する案を議会を通過させた。一九八八年六月の国民議会選挙においては、この保守陣営の思惑にもかかわらず、皮肉にも社会党がその直前の大統領選挙での勢いに乗って大幅に議席を増やす結果となった。¹⁰⁾

三、大統領制

(1) 議院内閣制から半大統領制へ（一九五八—一九六二）

主として、デュヴェルジエによりながら、選挙制度と政治形態を大統領制の側面から考察してみよう。今日のフランス政府の力と安定性は憲法よりも凝集性と規律のある議会多数派の存在に由来することは事実である。この議会多数派は基本法によって確立された諸制度に部分的にのみ帰因する。それはまた、さきにもべたように、結果的には、ドゴールが権力復帰によって復活させた小選挙区二回投票制のメカニズムからも生じる。この改革は、多党制的で規律の欠如していた政党システムをそれぞれ二つずつのしっかりした組織をもった二つの連合へと双極化するのに大いに貢献した。直接公選の大統領選挙もこの変化に寄与した。ただし、第四共和制で実施された比例代表制に戻るなら第四共和制の政党システムに回帰することを大統領選挙が防ぐことはできないであろう。¹¹⁾デュヴェルジエに言わせれば、憲法や大統領制というよりは、選挙制度に注目せよということであろうか。

第五共和制は二つの局面で確立された。一九五八年、新憲法が、非常に現代的な合理化とルイ・フィリップのスタ

イルのオルレアン主義を混合することによって、独特の議會制を確立した。一九六二年、憲法改正によって従来の諸規定に直接公選による大統領選挙を重ねて憲法の構造を根本的に変えた「半大統領制」と呼びうる体制が確立した。¹²⁾

一九六二年の憲法改正は大統領の選出を一九五八年に確立された地方名士による選挙にかえて普通選挙とした。大統領選挙は第一回投票の一五日後に第二回投票をおこなうという独特なやり方をもった二回投票多数代表制によっておこなわれる。第一回投票は伝統的な規則どおり立候補者は当選するためには絶対多数、つまり有効投票の過半数を獲得しなければならぬ。第二回投票は第一回投票における上位二人の立候補者のみによって行われる。¹³⁾

どの市民でも大統領選挙に立候補する権利があるわけではない。推薦制が設けられた。各立候補者は、国会議員・県議会議員・パリ市議会議員・海外領土の議会議員または市町村長からなる、少なくとも一〇〇人以上に後援されなければならぬ。そのうえ、一〇〇人の推薦人は、少なくとも異なる一〇以上の県または海外領土から選出された人々が含まれていなければならぬ。一九七六年に、これらの数字は推薦人が五〇〇人に、推薦人の属する県または海外領土の数が三〇にそれぞれ引き上げられた。¹⁴⁾ 一九八一年にルベンが大統領選に立候補できなかったのは推薦人が集まらなかったからである。

法文が沈黙していた場合、一九六二年以前は、大統領権限は、議會の枠組みにしたがって、名目的であると結論づけられた。逆に、一九六二年以後は、人民による選挙を根拠に現実的に結論される。名義人としての大統領という議會的概念は、憲法が明文で用いないかぎり、完全に放棄されなければならないのである。¹⁵⁾

(2) 半大統領制の運用 (一九六二—一九八六)

半大統領制の概念についてはすでに紹介したこともあるのでここでは省略したい。⁽¹⁶⁾ さて、デュヴェルジェによれば、一九六二年から八六年までの半大統領制の運用は、規律ある議会多数派によって性格づけられ、大統領と同じ側に方向づけられ、大統領をその多数派の首長とみなすことによっておこなわれる。大統領はこの多数派を通して議会と政府を統制する。大統領はイギリスの首相より強力な状況にある。⁽¹⁷⁾

議会多数派の大統領への服従は半大統領制の要である。これが大統領の政府と国民議会に対する支配を可能にする。これこそ大統領が至上の首長である多数派ブロックの形成を成功させる。⁽¹⁸⁾

半大統領制という政治制度はもう一つの利点をもっている。大統領が基本的な問題にのみに専念することを可能にする。⁽¹⁹⁾

(3) コアピタシオン—半大統領制の展開（一九八六—一九九五）

コアピタシオンとは、簡単にいえば、国民の直接選挙によって選出された大統領と国民議会での多数派を代表する首相が異なった政治勢力を背後にもっている場合をいう。⁽²⁰⁾ コアピタシオンによって半大統領制はあらたな展開をしめた。

コアピタシオンで問題になるのは大統領権限と首相権限の相克である。一九八六年、ミッテラン大統領がシラクを首相に任命する際に外務大臣と国防大臣だけはシラクの意中の人選を拒否したのは有名な話であるが、その外交や国防に関する情報においてすら大統領府（エリゼ宮）に首相官邸（マティニョン邸）から充分に伝わってこなかったといわれる。

しかし、ミッテランは大統領の優越性に固執した。すなわち核政策（「核の抑止は自分にある」）、仏独関係、ヨーロッパ政策の中心的地位、軍縮やヨーロッパ共同体といったより高度な問題には彼のリーダーシップを発揮した。総体として神聖な領域にわりこみをかけた攻撃的なシラクは譲歩を余儀なくされる。なぜならば、国民の大多数は、世論調査にあらわれたように、外交と国防は大統領の権限であることを支持しただけでなく、外国の元首との関係、憲法の条文、今までの慣習のいずれをみても大統領権限の優越が自明であったからである。

八八年の大統領選挙の直後の国民議会選挙によって社会党は多数派となり、コアビタシオンは解消した。しかし、ある意味ではそうではなかった。というのは、第一に社会党は単独過半数ではなかった。第二に、選挙期間中からミッテラン大統領は社会党が大勝することはよくないと言っていた。第三に、ミッテランとロカール首相の葛藤もあった。九三年の総選挙の結果、ふたたび保守派（RPRとUDF）の内閣が誕生して、第二のコアビタシオンが始まることになった。ミッテラン「バラデュールの関係は良好だったと言えるが、保守派が大勝したために、ミッテランの力が弱化したことは否めなかった。

四、二回投票制

フランス第五共和制は大統領選挙と国民議会選挙に二回投票制を採用している。²¹一九八六年の国民議会選挙では自分の政党の選挙が有利になることをめざすミッテランの術策によって県単位で5%の敷居をつけた比例代表制を一度だけ採用した。しかし、すぐ二回投票制に戻った。²²

大統領選挙では、要求されることは、過半数である。したがって決選投票（第二回投票）には上位二人の候補者の

みが許される。国民議会選挙では、第二回投票には複数の候補者が残ることができる。第二回にどれだけ候補者が残ったかが多くを左右する。最初の頃は第二回投票への許可の敷居は5%だったが、しだいに上昇して現在は一二・5%となっている。これについて、メイチンによれば、第五共和制では、敷居は、一九五八年、5%、六七年、一〇%、七六年、一二・5%と変わってゆく。⁽²³⁾

フランス第五共和制のこの方式は、政党システムの分散化を極力防ぎ、フランスの政治共同体に二極的特性をもたらすのに役立つ。⁽²⁴⁾ただし、二極的システムとは、分極化ではない。⁽²⁵⁾

R・ローズは二回投票制をオーストラリアで行われている選好投票の一変種とみなそうとする。⁽²⁶⁾しかし、選好投票は過半数を要求するが、フランス国民議会選挙の二回投票制は相対多数を要求するだけである。前者は候補者を定めるが、後者はそうしない。前者は投票者に投票を変えることを許さないが、後者は二回目において投票を変えることができる。この相異は大きい。フランス方式のユニークなところは再投票にある。すべての他の選挙制度は一回きりの投票である。二回投票制だけが二回投票できる。一回きりでは投票者は暗闇で鉄砲を撃つようなものである。二回投票では、二回目には、まっ昼間に撃つようなところがある。二回投票制における第一回目の投票では投票者は彼の第一の選好を自由に表明できる。もし第二回目への敷居がないかあるいはないに等しければ第二回投票へ選出する候補者の選好は最大限に自由である。他方、第二回目への敷居が比較的高く設定されていると投票者の自由はそれほどなくなる。とくに上位二者だけが第二回投票に進めるとなるとそうである。いずれにせよ二回投票制は第一回の投票にかなりの自由な選択を可能にするから比例代表制の投票のようである。⁽²⁷⁾すなわち第一回投票は選択であり、選挙ではない。(第一回投票で過半数をとったときは別とする。)第二回投票は予備投票とよく似た機能をもつようにみ

える。しかし二回投票制はアメリカの予備選挙につきものの問題があるわけではない。

二回投票制によって理性的な選択ができるのは投票者だけではない。候補者や政党にも可能になる。というのは、第一回投票の後で、政党間では合理的な取引のゲームがおこなわれる。すなわち「もしあなたがたの候補者がB選挙区を降りるなら私どもの候補者はそれとひきかえにA選挙区を降りるでしょう」というわけである。⁽²⁸⁾二回投票制の効果は「軟性政党」(デュヴェルジエ)をもたらずだけではない。それは政治を穩健にする。結局、二回投票は、イデオロギー政治を排してプラグマティックな政治を回復する。⁽²⁹⁾それは反シスチム的な政党を不利にする。⁽³⁰⁾

このように考えると、多数代表制の選挙は、高度な分極化した社会や政党システムには適さないことがわかる。反対に、何らかの二回投票制の選挙は、フランスのような分極化した社会や政党システムの国に適することになる。

五、最近の選挙の概括

(1) 八八年大統領選挙、総選挙

八八年のフランス大統領選挙における第一回投票の結果について、セルジュ・ジュリーの表現を借りれば、二人の敗者、それはシラクとバール、一人の勝者、それはルペンということになる。そしてミッテランは火中の栗を拾った。火中とはFNの指導者がいう震源地がRPR・UDFの多数派の中心にある大地震のことをいう。フランスの右派(保守派)の分裂は完成した。一九八三年までにはフランスでは二つの右派が存在したが、それ以後は三派になった。シラクとバールの得票率は合計は約三〇%である。RPR・UDF連合が多数派をとれなかったというだけでは十分でない。有力な少数派ですらないのだ。RPR・UDF連合は八六年国民議会選挙にくらべれば明らかに後退しただ

けでなく、いっそう大事なことは、社会党が圧倒的に勝利した八一年の選挙にも及ばないのである。(二四頁の「付表1」⁽³³⁾参照。)

シラクとしては第二回投票において第一回投票の貧弱な記録のハンディキャップを克服しなければならぬだけでなく、バールの要求するように、FNを排除した新しい多数派を作り、FNぬきで統治できることを、フランス市民に対して説得しなければならなかった。シラクの得票は、第五共和制以来、大統領選挙第一回投票における保守派の候補者のなかで最低となった。ミッテランはまずまずの得票を獲得した。それは八六年の社会党の得票数より多かったし、今回の大統領選での保守派の文明化右派の二人候補者(シラクとバール)の得票数の合計とほぼ同じだった。このことは、その当時進行中の主要な政治変化のひとつがつぎのようであったことを確認させた。すなわち穏健派の二つの極が統治をめざして結局対立することになる。一方は中道左派であり、他方は中道右派である。それらは大体三五%の得票率を獲得することができる。しかし、このことは残りの約三〇%の選挙民がこの二極化の展望と新しい政治的合意を認めていないことを意味していて、彼らが極左と極右に票を等しく分けあっていたのである。

それでは第二回投票(五月八日)の結果はどうか。ミッテランの勝利は「中道左派」のそれであった。彼は社会党と穏健派右翼の一部分との間にひとつの連合を作るために、戦闘的な傾向に対して、うむことなく弁明し妥協をおこなった。今日では彼は穏健右翼の代表であるといってもよい。これらのことは左翼の右翼に対する復讐といってもよいだろうし、右翼の未来を危うくもするはずであった。(一九九五年の結果からみれば、それは左翼の未来を危うくした。)勝利したのは、寛容、他者の尊重、対話、連帯、排除の拒否、開かれた社会といった諸価値だった。

五月八日の投票はフランス国民を安心させるものだった。それは第二回投票でのFNの一四・四%の雪辱をはたし、

FNの排他のイデオロギーによって汚染されることのない民主的多数派が存在することをあきらかにした。RPRのリーダーは、ルペン派による危機を前にして、彼がこれに永久に対決するものでないと判断されたゆえに、あきらかに敗北した。「価値の共有」はRPR—UDFの候補にとつて致命的だった。パスクワが音頭をとつて右翼全体を統一しようとしたことは何よりもミッテランの勝利に貢献したといえるだろう。⁽³⁴⁾

なぜ、シラクは敗れたのか。⁽³⁵⁾ 第一に、シラクはミッテラン大統領とのコアビタシオンの政府を受け入れたが、これはあまいな妥協とみる保守陣営の反発が大きく響いた。第二に、有権者が全般的に安定志向なのに、シラクは攻撃的な選挙運動をおこなったこと。第三に、ルペンの要因。もしシラクが勝てば第一次投票で急激に伸びたルペンの極右勢力の影響力が強まるのではないかという懸念がシラクへの反発となつてあらわれたといつてよい。しかし、第四に、第一にのべたことと矛盾するが、フランスでは中道主義が定着してきており、シラクはそれを掌握できなかった。

国民議会選挙の第一回投票(六月五日)からどのようなことがわかるか。⁽³⁶⁾ バロタージュ(第一回投票でどの候補者も過半数に達せず、再投票に持ちこまれること)になつた四五五の選挙区のうち、二一五は大統領多数派(さまざまな左翼、エコロジスト、共産党を含む)と極左が合計五〇%を越す得票率を得た。三二は保守諸派とRPR・UDFが過半数である。二〇九は左翼の合計も右翼の合計も過半数にならなかつた。二〇九の選挙区のうち、極右が立候補を取り下げないか、あるいは棄権するかしたら、左翼は一二九の選挙区で有利になる。反対にRPR・UDFの候補者が八〇の選挙区で左翼の候補者をしのいでいた。⁽³⁷⁾

古典的な意味での右翼(簡単にいえば、FNを除いた保守派という意味、文明化右派といつてもよい)は大統領選挙の時のかれらの候補者の選択がよくなかつた。⁽³⁸⁾ 事実、本国のどの県でもシラクとバールは二人合計して五〇%の水

準を超えなかった。彼らの同志であるRPR・UDFと右翼諸派の候補者たちは、六月の国民議会選挙第一回投票で、四四の県で五〇%以上を獲得したのである。しかし振り子は完全にもどったわけではない。RPR・UDF、右翼諸派が八六年には多数派だった県のなかで八八年六月の国民議会選挙ではそのうち三〇の県がその状態をとり戻せなかった。

古典的右翼でないほうの極右のFNはどうであろうか。⁽³⁹⁾大統領選挙で一四・四%という好記録を残したのち、FNは六月五日の国民議会第一回投票で四つの選挙区を除いてすべての選挙区で後退した。六月五日の投票は、極右が八六年三月の地点にまで戻ったことをしめしている。そして旧来からのFNの地盤だけが、多数代表制（小選挙区二回投票制）と広くゆきわたったRPR・UDFの単一候補によるしめつけに抵抗したといえる。

六月一二日の国民議会選挙第二回投票の結果はどうか。⁽⁴⁰⁾まず、解散前多数派であったRPR・UDFが敗北したと、しかしそれは社会党に絶対多数を与えるほどのものではなかった。左翼は五二・〇%の得票率、（社会党二七六、共産党二七議席）で新議会にのぞむことになる。右翼は、UDFがRPRをやや上まわる（二三〇議席対二八議席）が、UDFの中には独立グループを作るかもしれない四九議席のCDS（社会民主中道派）を含んでいる。一三議席の右翼諸派も加えてRPR・UDFは二七一議席になった。他方FNはヴァール県からピア夫人が一人当選しただけだった。⁽⁴¹⁾なおピア夫人について補足すれば、八八年十月、ルベンを批判してFNを除名されたが、九三年総選挙でUDFから立候補して当選した。しかし、九四年二月二五日、パール県で、自宅に車で帰る途中、暗殺された。⁽⁴²⁾

この投票結果を単純化すれば、フランス人は二重の拒否をしたことになる。すなわちジスカールの提唱する「新しいかたち」も含めてコアピタシオンの拒否と、ミッテランも離脱を約束した社会党「国家」の拒否である。という

ことは、一九八六年の国民議会選挙では右翼に過半数より三議席だけ多くすることによって鬭争的なコアピタシオンを制限し、八八年の国民議会選挙では社会党に対して過半数に二三議席不足させることよつて、ミッテランが選挙中に訴えまだ成立させることのできない有名な「解放」⁽⁴³⁾を実行するように義務づけたということになる。

それは、政党と政治家の失敗として、次の五点に要約できる。第一に、社会党の失敗。この党は、ミッテランの勝利も同然の再選の日から一カ月と四日後に、議会の絶対多数に二三議席不足の結果を、たしかに予期していなかった。第二に、大統領自身の失敗。彼は市民に彼の名前を引き合ひに出している候補者に投票することよつて五月八日の彼への投票を確認するよつによびかけていた。第三に、ロカール首相の失敗。彼は出発点で自分にまわつてきた例外的な有利さを利用できなかった。だが、第四に、失敗は解散前の多数派(保守派)にもいえる。シャルル・パスクワの用意周到な選挙改革にもかかわらず、またFNの票の大部分を取り戻すことを可能にしたブーシユ・デュ・ローヌ県の協定にもかかわらず、解散前の多数派はまったく少数派になつてしまつた。議席だけでなく票もそうである。極右の票を勘定に入れても前多数派は四八%以下しか得られなかつた。そして、最後に、第五に、一番打撃を受けたのはたぶんジャン・マリ・ルペンである。四月二四日の大統領選挙第一回投票の四四〇万票が可能にした表彰台から彼はまつさかさまに転落した。彼はブーシユ・デュ・ローヌ県の奇妙な戦いに敗れた。そこでは選挙前の世論調査で唯一の勝利を約束されていたにもかかわらずである。一般的に古典的な右翼の選挙民は、その選挙区の第二回投票でRPR・UDFの候補が辞退してもFNに投票することを拒否した。他方、ルペンの選挙民は彼の命令にしたがつて解散前の多数派に投票した。

(2) 九三年総選挙

九三年総選挙は政界再編を感じさせた。⁽⁴⁴⁾ (二四頁〔付表2〕参照。) それは①投票行動の流動化、②政党システムの変化、③左翼の記録的な敗北、④ミッテラン大統領の敗北、と要約できる。

総選挙の結果は、保守連合 (フランス連合 Union Pour la France - U P F) の圧倒的な規模での勝利であった。U P Fは五七七議席のうち四四九議席を占めた。⁽⁴⁶⁾ この原因は、社会党支持の選挙民が激減したことがまず第一にあげられるが、U P Fの指導者や政策の人氣が大きくなったというよりは、サルトリーも指摘するように、⁽⁴⁷⁾ 三九%の得票率で八〇%の議席を獲得した。

議席はとれなかったが、F Nは三〇〇万票以上獲得し、一二%以上の得票率を上げた。これはエコロジストや共産党をしのいだ。今回のF N票を八八年のそれと比較すると八〇万票上積みしており大成功といえる。F Nはいまや一〇〇選挙区以上に一五%以上の得票率をあげ、その選挙区のF Nの候補者は第二回投票に立候補した。その結果、一四県の社会党の候補者を上回った。問題はF Nが一議席もとれなかったことにある。さらにいえば、九二年の地域圏議会選挙のF Nの第一回投票総数より二〇万票少なく、八八年の大統領選挙の得票数よりも一〇〇万票以上少ないことも問題がある。

第一回投票のU P Fの得票数を計算すればわかるように、八六年一二二〇万、八八年九七〇万、九三年九六〇万となっている。このことはU P Fの議席数の大勝利が得票数の増大と結びついていないことを示している。しかも社会党の減少がU P Fの増加につながらなかったこともしめしている。⁽⁴⁸⁾

第一回投票の結果でまず考えなければならぬのは投票率である。一九八八年の史上最低記録六六%よりは上昇し

て九三年は六九%だった。この数字は八一年の七一%、六二年の六八%に近い数字であるが、八一年と八八年は大統領選挙に続いて行われ、六二年は重要な国民投票（大統領を公選で選出するかどうかという国民投票）のあとに行われたことを考慮しなければならない。大統領選挙や重要な国民投票の後の総選挙は国民の出足が鈍るからである。その意味で、同じ年に大統領選挙のなかった八六年や七八年と比較すると八六年七八%、七八年八三%となっており、九三年の投票率は明らかに低いことになる。⁽⁴⁹⁾

フランスの選挙制度の特徴は二回投票制である。このことが政党配置やイデオロギ的二分化（双極のカドリーユ）に影響してきた。具体的にいえば、第一回投票でトップであっても五〇%を越えていなければ、第二回投票（決選投票）で他党どうしの選挙協力によって逆転されるかもしれない。

社会党は共産党のために四三選挙区、エコロジストのために二議席辞退した。エコロジストが当選可能だったのはこの二議席のみだったが決選投票ではいずれも敗退した。⁽⁵⁰⁾ 共産党は社会党のために三一九議席辞退した。（その結果、パ・ド・カレ県で三議席が社会党にまわった。）また、マルセイユ近郊のブーシユ・デュ・ローヌ県第一〇選挙区はベルナルル・タピが当選した選挙区だが、タピを支持しないとしたうえで、共産党は第二回投票に出馬しなかった。

UPFはフランス本土で三選挙区を除いて五一五選挙区で決選投票に残った。一四選挙区でRPRとUDFの事前の協定にしたがって七名ずつがただ一人の候補者となった。三〇選挙区で保守同士が決選投票に残った。アルプ・マリタイム県のカンヌ市の選挙区（第八区）ではUDF同士の決選投票となり、マンドリュエ町長でもある七二歳の女性の現職ルイズ・モローが南フランスのケネディと称されるカンヌ市長ミシェル・ムシヨアの挑戦を退けた。FNのアルベル・ピロンは第一回投票で一九・二一%をとりながら第二回投票は辞退した。ムシヨアはFNに嫌われ

ており、FNは決選投票でモローを支持したといわれる。⁽⁵¹⁾

FNは第一回投票で資格をえた一〇〇名が決選投票に出馬した。だが、すべて敗れた。とはいえ、プーシュ・デュ・ローヌ県第一選挙区でFNのブルーノ・メグレは第一回投票で二七・五二%をとり、第二回投票はそこで常連の当選社会党のアンリ・グデイリオと決選投票になったが、四九・五二%得票して四四六票差で敗れている。⁽⁵²⁾

したがって、この選挙ではFNは議席をとれなかったが、FNの力は第一回選挙でUPFに対立する勢力を無力にしたし、第二回選挙ではUPFの候補者に脅威となった。そしてやがて危険な競争相手になる。第二回投票に残った候補者の二割がFNであったことは、UPFにむしろ中道派の役割を与えることになった。それはちょうど第五共和制初期のドゴール派や第三共和制期の急進派がしめていた位置を現在のUPFがしめているといえるのである。

(3) 九五年大統領選挙

九五年大統領選挙の第一回投票は四月二三日におこなわれた。翌日付の『ルフィガロ』でジースペール論説委員はつぎのように論評した。⁽⁵³⁾以下、抄訳しながら紹介してみよう。なお、「付表一」(二四頁)を参照されたい。

第一回投票の結果はフランスが四つに分裂していることをしめた。しかし、それは従来どおりのそれではない。これまでの伝統的だった右翼と左翼の分裂に重ねて、ネオ・ポピュリズムの極右と極左の位置が大きく広がってきた。とくにルペンが達成した結果は顕著なものがあつた。主要三候補であるバラデュール、シラク、ジョスパンは、第一回投票の結果に驚くのであるが、同じ政策ではないにせよ、少なくとも同じ価値観を体現していたのはたしかである。彼らは、彼らが依然として支配的価値だと信じている、ある種の民主主義のシステムを象徴していたことは事実であ

る。だが、第一回投票の結果は、彼らの票が拡大されるどころか、ある意味で縮小されたといえる。経済学者流に言えばもはや彼らの供給するものはすこしも需要に一致していないのである。世の中が複雑化してくると、多くのフランス人は単純で剛健な解決を期待する。彼らは非理性的なものを求め、現状維持という暴政を許さない。勝ち残った両者（ジョスパンとシラク）は、第二回投票までに第一回投票で粉々になったフランスを大きな二つの極に凝結させるようにしなければならない。民主主義にとってその試練は必要である。昨日の第一回投票のあとは、いまや再建のための第二回投票が課されている。それはフランスを結集させるために分裂させるであろう。

以上が、ジースベールの論説の紹介であるが、つぎに、それと重ならないようにしながら、セルジュ・ジュリーの論説⁽⁵⁴⁾を紹介しておこう。ジュリーは第一回投票は五つの極に分裂したという。第一に、左翼の批判票（ユー、ラギュー、ボワネ）は合計二〇%近くなる。第二に、それよりやや多い社会党票、第三と第四に、それと同じような配置で二つの議会右翼（シラクとバラデュール）、そして第五に、ルペン、ドビリエのような極右、超保守が、ルペンのFNを大半として、二〇%をやや上まわる。わずかの差で相接する議会右翼についていえば、世論調査での事前の予想よりは、シラクとバラデュール両者の差は縮まった。シラクは七年前の大統領選時の一九・九%とほとんど変わらないう票だった。ということは、潜在的同盟軍である議会右翼二派のなかでは一貫してシラクを阻むものがあるということである。

九四年六月以降、シラクはセガンの助力によって、失業と社会的に排除された者をなくする戦いを優先する新しい「共和協約」、それはホームレスや長期失業者だけでなく極貧者を救済するスローガンとなるのだが、の必要性を訴えるキャンペーンをおこなった。⁽⁵⁵⁾ところが、この社会民主主義的トーンのある再分配のテーマは、社会党の候補者に

あらたに正統性をあたえることになる。ジョスパンによってなされた正直な人間というキャンペーン以上に、社会的方向へのキャンペーンが、第一回投票におけるジョスパン第一位という驚異に貢献した。(と、同時にコレット・イスマルは、シラクが、これまでの彼の集票パターンとちがって、若年層や労働者や従業員の票を集めたことに注目している。)

第一回投票におけるシラクのわずかしかない得票結果は、一九八八年の大統領選の時と同じように、第二回投票においてRPRのリーダーとしては非常に困難なことになることを予想させる。ジョスパンに勝つためには彼は第二回投票で三つの右翼を統一しなければならない。ひとつは彼自身のそれ、つぎにバラデュールのそれ、そして第三に、ルペンやドブリエの極右や超保守である。だが、シラクが右翼票を結集しようとすれば、ある程度意見を変えなければならぬ。彼が第二回投票で大統領に選ばれるとすれば、第五共和制で一番悪いかたちで選ばれたことになる。つまり、専制主義と社会民主主義の間でためらう、弱い大統領となることを意味するからである。

以上が、一部を除いて、セルジュ・ジュリーの論説の紹介であるが、つぎに、第二回投票の結果を分析してみよう。これについては、J・M・Cと署名された(おそらく、ジャン・マリ・コロンバニと思われる)論評が参考になる。以下一部分を紹介する。ジャック・シラクにとって三度目の挑戦は吉と出た。ドゴールの選挙を別にすれば、彼は保守派(右翼)では最高の得票となった。左翼から右翼への政権交代は、一九九三年の国民議会選挙の圧倒的な勝利の時から始まっており、バラデュール内閣の成立、一九七六年にシラク自身が設立したRPRという多数派の政党の党首を続けていたことから、当然の交代であった。右翼の勝利は右翼の人々の喜びであり、それは一九八一年五月の左翼の人々の喜びに対応する。右翼の勝利は、二年間隔の総選挙と大統領選挙に連勝したことで完全なものとなった。

しかし、圧倒的な切札を手にしながら、新大統領は「変化」の人という約束を守らなければならない。(シラクは、選挙期間中、「根底的な変化」と「過去からの決別」を公約していた。⁵⁸) 彼は、選挙民が勝手に想像したさまざまな変化と、彼の参謀の、バラデュール政府からの「継続」の路線のジューベ、「決別」の路線をとるセガンをめぐって、どれを優位におくか選別しなければならない。とはいえ、シラクは三つのハンディキャップをもっている。第一に、第一回投票における得票率は、第五共和制で大統領になった者のなかで最低である。彼は人気のある大統領とは言えない。第二に、第二回投票の結果は、彼が伝統的な右翼の得票の領域から外へ出ていないことをしめしている。彼は、少なくとも最初は、そうしようと望んだ右翼と左翼の亀裂を越える結果の大統領として、登場しなかったことになる(とはいえ、シラクが左翼と右翼の亀裂を越える運動として若年層に強力に訴えたことは、人民的ドゴール主義の再生として、バラデュールやジョスパンとの差異を見せようとしたのかもしれない⁵⁹)。第三に、新大統領は、逆説的だが、再動員されたが今は存在しない左翼と向きあうことになる。左翼は、その力量からいって反権力とはいえないし、統制する手段ももっていない。というのは、左翼は大統領を議会で重みのある代表をもたないまま手はなすし、地方においても少数化しているからである。

以上がJ・M・Cの所論の一部であるが、つぎに若干の重複があるかもしれないが、セルジュ・ジュリーの第二回投票結果への論評を少し補足しておこう。シラクは、第一回投票で遅れをとり、二回目でも多数となったが、右翼が大量の議席をもつこの国では少な目の多数であった。そして右翼の一部と突然強力になった左翼の反対票が、シラクがまさに約束していたもののひとつである謙虚な大統領を余儀なくさせている。

フランス国民は一石二鳥をなした。一人の大統領を選ぶと同時に真の反対者も選んだ。選挙民は工夫をこらして反

対するにたるだけの重みを反対者にあたえたのである。リオネル・ジョスパンの敗北は社会党にとって光明となった。彼は幸先のよい出発をしたことになる。たしかに彼は議会多数派を伴ってミッテランを継承するのではない。しかし、今回の大統領選挙の二回の投票を通じて、左翼が検疫期間から抜け出ることを可能にした。

以上が、ジュリーの論評の紹介であったが、最後に、九五年の大統領選挙と二回投票制の関連についてのおきたい。九三年三月の総選挙、九四年六月のヨーロッパ議会選挙などで社会党は惨敗を続けた。しかも後者の選挙後にロカールは事実上引退し、九四年一二月にはドロール前欧州委員長が大統領選挙への不出馬を決めた。これらのことも保守を楽勝という気分にさせていた。だが、大統領選挙の結果は意外な展開になった。まず、第一回投票で、社会党候補も含めた主要三候補以外の候補者に四割近い票が流れた。ここで比例代表制的な意味あいでのフランスの現在の政治気候を読みとることは可能である。また、第二回投票で、保守派同志（シラクとバラデュール）の決戦になるという脅威は、ジョスパンの第一回投票の得票に有利に働いた。⁽⁶¹⁾しかし問題はその後とである。第一回投票で不満と絶望を表明した選挙民は、第二回投票ではシラクとジョスパンのどちらかに投票しなければならなかった。たしかに、第一回投票でルベンに投票した人たちは第二回投票で白票を投じたことが有効投票数の減少によって推測されるが、それにしても第二回投票の投票率が第一回のそれを上まわったことに注意を払う必要がある。二回投票制は抑制効果または調整効果をもつことを指摘したいゆえんである。

六、ま と め

第一に、あらためて、二回投票制をどう評価するかである。ポンピドゥウに説得されたドゴールによって、第五共和

制にとりいれられた二回投票制は、共産党排除の目的をもっており、第三共和制的なものへのノスタルジアも否定できない。しかし、すでに紹介したG・サルトリーも指摘するとおり、二回投票制はひとつの選挙制度のあり方として再評価される必要がある。S・ホフマンによれば、ドゴールは、国民議会の選挙制度として、一九四五年の経験と第四共和制の事情を教訓にして、比例代表制を拒否して、第三共和制の二回投票、一人選挙区の選挙制度に戻ることが決定した。驚くべきことは、第三共和制の古い選挙制度は、むしろ大統領の党の圧倒的勝利、ないしは大統領多数派連合の過半数、満足できる相対多数を作り出すことに成功している。もともと最近の例では一九八八年総選挙がそうである。大統領選挙と総選挙の組み合わせは第三共和制にはなかった二極的方向を生みだし、おおむね左翼に有利になつて⁽⁶²⁾いることも事実である。

第二に、大統領制がフランスの政治システムに果たす役割を重視すべきである。大統領選挙を通じて、フランスの政党システムはたえず二極的な方向へ取れんされる方向に動いてゆく。と同時に、最近では、コアピタシオン期の経験であきらかになつたように、大統領制が調停機能をもつて、フランスの政治システムに安定化をもたらしていることも重要である。国民は、かつてのドゴール時代と異なり、大統領の超越的・権威的な統治よりも、議院内閣制原理の復権を加味した、立法部と行政部の均衡に立つ政治を選択しつつあるといつてよい⁽⁶³⁾だろう、とする論者もある。しかし、私見によれば、大統領制が調停機能をもつ、という意味はもつと抽象的である。その意味でも、大統領選挙は、フランスの選挙制度と政治形態の精髓が垣間見れる瞬間であるといえよう。ここで、大統領選挙が二回投票制であるためにおこる投票移動を問題にしておきたい。一九八一年の大統領選挙で、ミッテランは、第一回投票でのシラク票が、第二回投票でジスカール・デスタンにまわらなかつた分だけ有利になり、逆転をはたした。一九八八年の大

統領選挙では、第一回の保守中道派のレイモン・パールの票は、第二回投票でかなりシラクに流れたが、ルペン票がほとんどシラクに行かなかつたことで、シラクは敗北した。一九九五年の大統領選挙は、ルペン票はやはりシラクに第二回投票で流れなかったが、これは結局ルペン票の複雑さを意味することを証明した。またジョスパンが当選するほどには投票移動はおこらなかつたと見るべきである。⁶⁴最後に、大統領選挙と国民議会選挙の関係についていえば、シラクが議会多数派を背にもつていたとしても、それは自分の名（大統領）のもとにおこなわれた選挙ではなかつた。ポンピドゥウやジスカールもそうであつたが、現職の大統領が国民議会選挙で完全に勝利しなければ大統領の権威は確立されないのである。⁶⁵

第三に、フランスの長い政治的伝統や習慣を軽視してはならない。たとえば、大統領選挙における推薦制、市町村議会選挙の二回投票制、市長職と国会議員や大臣との兼職、元老院選挙などがフランス政治システムに微妙な影響をあたえている。他方、ヨーロッパ議会選挙や州議会選挙は比例代表制を採用し、これまたフランスの政治システムに新しい風を吹きこんでいる。とくに、一九七九年のヨーロッパ議会選挙以後、FNやエコロジストの政党が勢力をつけ、フランスの政党システムに変化が生じたが、それは選挙制度が一貫しなくなつたことによることを指摘する論者もいる。同様に、この論者によれば、フランスの政党競争の制度的枠組は、一九七七年以来、五つの点において変化してきていると言う。それらは①ヨーロッパ議会選挙、②コアビタシオン、③ドフェールによる地方分権化、④一九八五年改革の選挙による公職兼職の制限、⑤一九八八年の政党資金法、である。⁶⁷これらはフランスにおける選挙制度と政治形態に質的な変化をあたえるかもしれないが、詳細は他日を期したい。

〔付表1〕 第5共和制におけるフランス大統領選挙 (1965—1995)

	有権者数	投票者数	投票率	有効投票	候補者別得票率 (%)
1965年					
第1回	28,913,422	24,502,957	84.7	24,254,554	ドゴール 44.64 ミッテラン 31.72 ルカニエ 15.55 テクジエ 5.19 マルジュラン 1.71 バルブ 1.15
第2回	28,902,704	24,371,647	84.3	23,703,434	55.19 44.80
1969年					
第1回	29,513,361	22,899,034	77.6	22,603,998	ポントドゥ 44.46 ポエル 23.30 デュクロ 21.27 ドリエール 5.01 ロカール 3.61 デュカテル 1.26 クリグノー 1.05
第2回	29,500,344	20,311,281	68.9	19,007,489	58.21 41.78
1974年					
第1回	30,602,953	25,775,743	84.2	25,538,636	ジスカー 32.60 ミッテラン 43.24 シヤパン 15.10 ロワエ 3.17 ラギユエ 2.33 デュモン 1.32 以下6人 2.19
第2回	30,600,775	26,724,595	87.3	26,367,807	50.81 49.24
1981年					
第1回	36,398,859	29,516,082	81.2	29,038,117	ミッテラン 25.84 ジスカー 28.31 シラク 17.99 マルシエ 15.34 ラロンド 3.87 ラギユエ 2.30 以下4人 6.29
第2回	36,398,762	31,249,552	85.9	30,350,568	51.75 48.24
1988年					
第1回	38,128,507	31,027,972	81.4	30,406,038	ミッテラン 34.09 シラク 19.94 バール 16.54 ルベン 14.39 ラジョアニ 6.76 ベシュテル 3.78 以下3人 4.47
第2回	38,168,869	32,085,071	84.1	30,923,249	54.01 45.98
1995年					
第1回	39,992,912	31,345,794	78.4	30,462,633	シラク 20.84 ジョスバ 23.30 マテール 18.58 ルベン 15.00 ユー 8.64 ラギユエ 5.30 以下3人 8.34
第2回	39,985,925	31,852,695	79.7	29,957,677	52.63 47.37

【付表2】 フランス国民議会選挙（1968—93）【フランス本国】

	有権者数	棄権	極左	共産党	社会党+左翼諸派	ドゴール派	保守中道派	保守諸派	極右	エコロジスト
第1回投票得票数（単位百万票）86年は1回投票のみ。										
1968	28.2	5.6	0.88	4.4	3.8	8.4	4.5	0.1		
1973	29.9	5.6	0.76	5.1	4.5	6.7	5.6	0.7		
1978	34.4	6.1	0.95	5.9	7.3	6.45	7.4	0.9	0.57	
1981	35.5	10.4	0.33	4.0	9.5	5.2	5.4	0.09	0.27	
1986	36.6	9.1	0.42	2.7	9.0		11.2	2.76	0.34	
1988	37.0	12.5	0.77	2.9	9.0		9.7	2.38	0.09	
1993	37.8	11.6	0.42	2.3	4.8	4.9	4.7	3.2	2.7	
第1回投票得票率（%）86年は1回投票のみ。										
1968			3.95	20.0	17.3	37.3	21.3	0.13		
1973			3.3	21.4	22.0	23.9	26.5	2.8		
1978			3.33	20.6	25.8	22.35	25.0	0.9	2.04	
1981			1.33	16.1	38.3	20.9	21.8	0.4	1.07	
1986			1.5	9.7	32.8		42.0	9.87	1.2	
1988			0.32	11.1	37.7		40.3	9.92	0.35	
1993			1.69	9.1	19.2	19.7	18.8	12.83	10.9	
議席										合計
1968				33	57	282	91	7		470
1973				73	104	176	122	9		473
1978				86	112	144	119	12		474
1981				43	282	83	60	6		474
1986				32	211	146	127	4	35	555
1988				24	269	122	127	12	1	555
1993				22	65	238	208	22		555

フランスにおける選挙制度と政治形態

- (1) Alistar Cole and Peter Campbell, *French Electoral Systems and Elections since 1789*, London, 1989, p. 4.
- (2) John Frears, *Parties and Voters in France*, London, 1991, p. 126.
- (3) *Ibid.*, p. 127.
- (4) *Ibid.*
- (5) 小川元「フランス」『世界の議会』第四巻(ぎょうせい、一九八三年)所収、一八頁。
- (6) 同論文、一九頁。
- (7) 同論文、四九頁。
- (8) 佐藤立夫「フランス議会制度と選挙法改革」『ジュリスト』一九八八年一〇月号、七〇頁。
- (9) 平井伸治「諸外国の選挙制度(二)五)フランス共和国(一)」『選挙』一九八九年九月号、一頁。
- (10) 同論文、一―二頁。
- (11) Maurice Duverger, *Les constitutions de la France*, 10^{ed.}, Paris, 1983, pp. 100-101. (邦訳、時本義昭訳『フランス憲法史』み
すず書房、一九九五年、一四七頁。)ただし、邦訳は、第一版第三刷であると記されている。
- (12) *Ibid.*, p. 101. (邦訳、一四七頁。)
- (13) *Ibid.*, p. 110. (邦訳、一六〇頁。)
- (14) *Ibid.*, p. 110. (邦訳、一六一頁。)
- (15) *Ibid.*, p. 112. (邦訳、一六三頁。)
- (16) 拙稿「一九八八年フランス大統領選挙について」『関西大学法学論集』第三十八巻・第二・三号(一九八八年一〇月)九
五―一二四頁。Maurice Duverger, "A New Political System Model: Semi-Presidential Government" *European Journal of Politic-
al Research*, vol. 8 No. 2, pp. 165-87. 参照。時本義昭「モーリス・デュヴェルジェの半大統領制論」『自治研究』第六九巻第
六、七、九号(一九九三年)一一三―一二九、一〇六―一一八、九四―一一三頁。
- (17) *Ibid.*, p. 113. (邦訳、一六四―一六五頁。)
- (18) *Ibid.*, p. 114. (邦訳、一六七頁。)
- (19) *Ibid.*, p. 115. (邦訳、一六八頁。)

- (20) 一九八六年のコアピタシオンについて、詳細は、拙稿「ミッテランの再選—フランス一九八八年選挙」『選挙研究』第四号（一九八九年三月）一五一—四二頁。
- (21) Giovanni Sartori, *Comparative Constitutional Engineering: A Inquiry into Structures, Incentives and Outcomes*, London, 1994, p. 11.
- (22) *Ibid.*, p. 14.
- (23) Howard Machin, "Changing Patterns of Party Competition", in Peter A. Hall et al. (eds) *Developments in French Politics*, London, 1990, p. 51. A. Cole and P. Campbell, *op. cit.*, p. 6.
- (24) G. Sartori, *op. cit.*, p. 12.
- (25) *Ibid.*, p. 14.
- (26) Richard Rose, "Elections and Electoral Systems: Choices and Alternatives", in Vernon Bogdanor and David Butler, eds., *Democracy and Elections*, Cambridge, 1983, pp. 32-33. 小林良毅『選挙制度』（丸善、一九九四年）四一—五九頁。
- (27) *Ibid.*, pp. 63-64.
- (28) *Ibid.*, p. 64.
- (29) *Ibid.*, p. 65.
- (30) *Ibid.*, p. 67.
- (31) 拙稿「一九八八年フランス大統領選挙について」（前掲）二二—二一五頁。
- (32) Serge July, "Civiliser la démocratie", *Liberation*, 9 mai 1988.
- (33) Le Monde Dossiers et Documents, *L'Élection présidentielle: 23 avril, 7 mai 1995*, Paris, 1995. 拙稿「一九八八年フランス大統領選挙について」一〇〇—一〇一頁。
- (34) Serge July, "La droite cassée", *Liberation*, 25 avril 1988.
- (35) 拙稿「ミッテランの再選」（前掲）一一頁。
- (36) 同、三〇頁。
- (37) *Le Monde*, 8 juin 1988.

- (38) 拙稿「フッチランの再選」三三—三四頁。
- (39) 同「三四—三五頁。
- (40) 同「三五—三六頁。
- (41) *Le Monde*, 14 juin 1988.
- (42) 『朝日新聞』一九九四年二月二七日。
- (43) *Le Monde*, 14 juin 1988.
- (44) 拙稿「フランス一九九三年総選挙」(前掲) 七九—九二頁。参照、中木康夫「一九九三年フランス国民議会選挙の特質」『朝日法学論集』第十三号(一九九五年三月) 一—七〇頁。
- (45) 拙稿「フランス一九九三年総選挙」八〇頁。
- (46) *Le Monde Dossiers et Documents Elections législatives de mars 1993*, Paris, 1993, p. 76-77.
- (47) G. Sartori, op. cit., p. 78.
- (48) *Ibid.*, pp. 62-63.
- (49) *Ibid.*, p. 64.
- (50) *New York Times*, March 29, 1993.
- (51) *Le Monde*, 30 mars 1993.
- (52) *Elections législatives de mars 1993*, op. cit., p. 138.
- (53) Franz-Olivier Giesbert, "Diviser pour rassembler", *Le Figaro*, le 24 avril 1995. 参照、「海外論調」『日本経済新聞』一九九五年五月一日。吉永幸男「フランスを再生できるかシラク大統領」『世界週報』一九九五年六月六日号、一一九—一二〇頁。
- (54) Serge July, "La France coupée en cinq", *Liberation*, le 24 avril 1995.
- (55) Stanley Hoffmann, "The New France?", *The New York Review*, July 13, 1995, p. 51.
- (56) Colette Ysmal, "Un éventail très composite", *Le Figaro*, 24 avril 1995.
- (57) J.-M. C. "Changement?" *Le Monde*, 9 mai 1995.
- (58) *The Economist*, May 13, 1995, p. 55.

- (5) Alistar Cole, "La France pour tous? — The French Presidential Elections of 23 April and 7 May 1995", *Government and Opposition*, vol. 30, No. 3, Summer 1995, p. 332.
- (6) Serge July, "Coup double", *Liberation*, 8 mai 1995.
- (7) A. Cole, op. cit., p. 339.
- (8) Stanley Hoffmann, "The Institutions of the Fifth Republic", in James F. Hollifield and George Ross eds., *Searching for The New France*, New York, 1991, p. 46.
- (9) 中木、前掲論文、六六一—六七頁。
- (10) A. Cole, op. cit., pp. 341-342.
- (11) Ibid., p. 346.
- (12) H. Machin, op. cit., p. 51-55.
- (13) H. Machin, "Stages and Dynamics in the Evolution of the French Party System", in Peter Mair and Gordon Smith eds., *Understanding Party System Change in Western Europe*, London, 1990, pp. 76-79.

(本稿は、一九九五年度日本選挙学会分科会Cのために事前に提出したペーパーに、そのおり省略した注と若干の加筆をほどこしたものである。なお、本稿は、関西大学平成七年度学部共同研究費の成果の一部である。)